

3 必要書類について

- 申込みの際には、下の提出書類のほか、保護者及び申請児童の**マイナンバー確認書類**（①マイナンバーカード、②通知カード（＝氏名・住所等が住民票記載事項と一致している場合に限る。）③マイナンバーが記載された住民票の写しのいずれか。②と③の場合は運転免許証やパスポートなどの顔写真付きの本人確認書類が必要）をお持ちください。
※4月入園を希望しており、お子さまを未だ出産していない方は母子手帳をお持ちください。
- **提出書類**
- ①施設型給付費・地域型保育給付費等給付認定申請書 兼 保育園等利用申込書（P. 23、24）
 - ②保護者緊急連絡票（P. 25）
 - ③問診票（P. 26、27）
 - ④保育施設利用に関する確認票（同意書）（P. 28、29）
 - ⑤保育を必要とする事由を確認するための資料 ※（P. 8 参照）
 - ⑥該当する場合のみ必要となる資料（父母等） ※（P. 9 参照）
 - ⑦税書類（課税証明書又は市民税決定通知書） ※保育料算定に使用する市民税が佐倉市外での課税の場合のみ（P. 13 参照）
- **注意事項**
- ・ こども保育課指定の書類に記入のうえ、ご提出ください。不足書類がある場合は、利用開始希望月の申込締切日までにご提出をお願いします。書類がそろわない場合、教育・保育給付認定の対象外となるため、入園選考にかけることができない場合があります。
 - ・ 書類の提出後に確認事項がある場合は、新たな書類の提出を依頼することがあります。
 - ・ 就労証明書について、就労実態を事業所に尋ねるなどの調査を行うことがあります。
 - ・ ご提出いただいた書類は返却できません。必要に応じて提出前にコピーをしてください。
 - ・ 申込終了時に①④の写しを控えとしてお渡しします。就労要件の方には「入園決定後の就労について」、不足書類がある方は「不足書類メモ」を併せてお渡ししますので必ずご確認ください。

⑤保育を必要とする事由を確認するための資料と保育必要量・認定期間について

《対象者》◆父 ◆母 ◆同居している内縁の夫・妻

保育を必要とする事由	保育必要量	認定期間	必要書類
月52時間（4時間／日、かつ13日／月）以上の 就労	月120時間未満の就労 …短時間	証明書にて届出を受けた 就労が続いている間	就労証明書 （P. 30～P. 33 所定様式） ※入園希望月から6か月以内に 作成されたもの
	月120時間以上の就労 …標準時間		
出産の前後	標準／短時間 （必要量に応じて認定）	出産予定月を中心に前後 2か月ずつ、計5か月の間	母子健康手帳の分娩予定日のわかるページの写し
病気、怪我、障害	標準／短時間 （必要量に応じて認定）	完治等により事由が 解消するまで	診断書、入院診療計画書等または 身体障害者・療育・精神障害 者手帳等の写し ※保育を必要とする状況が明記されて いるもの
親族（長期入院等をしている 場合を含む）の 介護・看護 （原則4時間／日、かつ 13日／月以上）	標準／短時間 （必要量に応じて認定）	介護・看護を継続している間	診断書、入院診療計画書等、また は身体障害者・療育・精神障 害者手帳等の写し、介護保険被 保険者証等の写しのいずれか
災害の復旧	標準時間／短時間 （必要量に応じて認定）	災害復旧に従事している間	罹災証明または状況説明書
求職活動 を継続的に行って いる	短時間	求職活動開始から 89日目 を 迎える日の月末まで	※こども保育課にお問い合わせ ください。

学校教育法に規定された学校や職業訓練校に 在学中	標準／短時間 (必要量に応じて認定)	卒業（修了）予定日まで	在学証明書、カリキュラム、時間割表のすべて
育児休業取得時に既に保育施設を利用しているこどもがいて継続在園が必要な場合	短時間	育児休業を取得出来ている期間中で、一定の期間（P. 20、Q&A の Q15 参照）	就労証明書（所定様式） ※育児休業期間が明記されたものの

※月 120 時間未満の就労の場合でも、勤務開始（終了）時間によっては標準時間で認定します。

※必要書類は写しでも構いません。

※就労証明書（P. 30～P. 33 所定様式）の有効期間は 6 か月です。

※必要書類について確認したい方は右記二次元コードよりご確認ください。

※育児休業を取得している状態で申込む場合は、職場への復帰が前提となります。

P. 4「2 産休・育児休業明けで利用申込みをする場合の注意点」を必ずご確認ください。



⑥該当する場合のみ必要となる資料

	状況	必要書類
該当する場合のみ必要となる資料	保護者が自営業の場合	確定申告書の写しまたは開業届出書の写し等 …自営業の実績確認ができるもの <u>準備する書類について、事前にこども保育課までご相談ください</u>
	保護者が倒産・整理解雇により失業し、利用希望日時点で離職日の翌日から 6 か月を経過していない場合	解雇通知または離職票等 …失業理由等を確認できるもの
	ひとり親世帯の場合	親子の戸籍全部事項証明書（取得できない場合は離婚届受理証明書） ※取得でき次第、戸籍全部事項証明書の提出をお願いいたします。
	離婚を前提として配偶者と別居している場合	申立書※任意の書式で可、こども保育課にて書式の用意もあります
	離婚調停中又は離婚裁判中の場合	離婚の調停期日通知書または裁判期日呼出状等の写し
	生活保護を受けている場合	受給証明書
	里親世帯の場合（申請中含む）	養育委託書の写し等
	単身赴任世帯の場合（東京都、埼玉県、茨城県を除く）	住民票または賃貸契約書等…単身赴任のわかる書類
	利用申込児童が認可外保育施設（都道府県知事へ届出をしている施設に限る）に有料で入所している場合（保護者が育児休業中、求職活動、就労内定又は就学予定の場合は除く）	都道府県知事へ届出をしている認可外保育施設を、申込みから直近で 2 か月以上、連続で利用したことのわかる利用証明書（1 か月の利用日数、1 日の利用時間、利用料金が明記されたもの）
	保護者が外国籍の場合	在留カード（表裏）の写しまたは特別永住者証明書
	同居（予定も含む。世帯分離されていても住民票上同一住所の場合も含む。）の祖父母が 6 5 歳未満の場合	同居の祖父母が就労や病気などで保育できない場合、父母の場合と同様に確認書類（P. 8 ⑤）をご提出ください。6 5 歳未満の祖父母に保育できない理由がない場合は、入園選考の際に優先度が下がります。
	世帯の中で障害をお持ちの方等（申込児童を含む）がいる場合	○障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯は手帳の写し ○特別児童扶養手当の支給対象児童、障害基礎年金の受給者がいる世帯は証書の写し ※いずれも特定施設等に入所・入院している場合を除きます。
	佐倉市に転入予定の場合	○住居の賃貸契約書または売買契約書の写し等（＝住所が確認でき、引渡し予定日が明記されているもの）及び申立書 ○実家に転入する場合は申立書のみ ※詳細はこども保育課までお問い合わせください。 ※入園月の 1 日までに転入されなかった場合、保育園の内定は取消となります。
	災害等による避難を目的とした転入（予定）の場合	災害避難の旨がわかる申立書または罹災証明書
	市内の保育園等において保育士資格、（准）看護師資格のいずれかを持って就労（内定含む）している場合	保育士証、看護師免許証、准看護師免許証いずれかの写し